

収益認識基準に関する独立行政法人等との比較表

用語	収益認識基準等	独立行政法人	国立大学法人等（案）
契約(5項)	法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。	法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。	法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。
顧客(6項)	対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者をいう。	対価と交換に独立行政法人の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該独立行政法人と契約した当事者をいい、独立行政法人に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。	対価と交換に国立大学法人等の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該国立大学法人等と契約した当事者をいい、国立大学法人等に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。

●検討が必要と考えられる点

1. 顧客の定義における「サービス等」という表現について

国立大学法人等の財務報告に関する基本的な指針（以下、「国大の基本的な指針」という。）では、国立大学法人等が提供するサービスについて「教育研究等のサービス」という表現が多く使用されている。

収益認識基準を導入するにあたり、①国大の基本的な指針に合わせて「教育研究等のサービス等」とすることや、独立行政法人を参考に②「教育研究サービス等」や③「サービス等」とすることが考えられる。

例：国大の基本的な指針

1.12 国立大学法人等の成果情報には、質の高い教育研究等（医療、社会貢献を含む。以下同じ。）のサービスが提供されたかという点に着目した情報が含まれる。このため、国立大学法人等の成果情報には、財務情報のみならず、非財務情報も含まれる。

2.10 国立大学法人等は、持続的に教育研究等のサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべきである。

用語	収益認識基準等	独立行政法人	国立大学法人等（案）
履行義務 (7項)	顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。 (1) 別個の財又はサービス（あるいは別個の財又はサービスの束） (2) 一連の別個の財又はサービス（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービス）	顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。 (1)別個のサービス等（又は別個のサービス等の束） (2) 一連の別個のサービス等（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数のサービス等）	顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。 (1) 別個のサービス等（又は別個のサービス等の束） (2) 一連の別個のサービス等（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数のサービス等）
取引価格 (8項)	財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額 <u>(ただし、第三者のために回収する額を除く。)</u> をいう。	サービス等の顧客への移転と交換に独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額をいう。	サービス等の顧客への移転と交換に国立大学法人等が権利を得ると見込む対価の額をいう。

●検討が必要と考えられる点

2. 取引価格の定義における「第三者のために回収する額を除く」という表現について

国立大学法人等が消費税の税込処理を継続する場合、独立行政法人と同じように、収益認識会計基準における取引価格の定義のうち、「ただし、第三者のために回収する額を除く。」という部分を削除したものを、国立大学法人等の取引価格の定義にすることが考えられるのではないか。

用語	収益認識基準等	独立行政法人	国立大学法人等（案）
独立販売 価格 (9項)	財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいう。	定め無し	定め無し
契約資産 (財務諸表 等規則第 15条)	顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び売掛金以外のものをいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかかなものを除く。	顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び <u>売掛金</u> 以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかかなものを除く。	顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、 <u>未収入金</u> 及び受取手形以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかかなものを除く。
契約負債 (財務諸表 等規則第 47条)	顧客との契約に基づいて財貨若しくは役務を交付又は提供する義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであつて、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。	顧客との契約に基づくサービスの提供等の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであつて、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。	顧客との契約に基づくサービスの提供等の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであつて、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。
顧客との 契約から 生じた債 権(12項)	企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち無条件のもの（すなわち、対価に対する法的な請求権）をいう。	顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利（当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。	顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利（当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。

以上